

最低価格落札方式

## 入札説明書

案件名 窓口受付システム機器入替購入契約（各公共職業安定所分）  
(調達案件番号：485065)

本調達案件は、紙による従来の応札及び入開札手続きと併せて「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きで行うものとする。

新潟労働局総務部総務課

新潟労働局総務部総務課の下記契約に関わる入札公告（令和6年12月5日付け）に基づく入札等については、「会計法」、「予算決算及び会計令」等関係法令によるほか、この入札説明書及び仕様書等によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 白石 好春

◎調達機関番号 017

◎所在地 15

## 2 調達内容

### (1) 品目分類番号

14：事務用機器及び自動データ

### (2) 調達件名及び数量

#### ア 調達件名

窓口受付システム機器入替購入契約（各公共職業安定所分）

#### イ 数量

仕様書による。

### (3) 調達件名の特質等

仕様書による。

### (4) 納入期限

令和7年3月16日（日）

### (5) 納入場所

新潟公共職業安定所（新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館）  
職業紹介部門及び雇用保険給付課

上越公共職業安定所（新潟県上越市春日野1丁目5-22 上越地方合同庁舎）  
雇用保険課（2階）及び事業所・学卒部門（4階）

### (6) 入札方法

落札者の決定は、一般競争入札（最低価格落札方式）をもって行うので、

ア 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

ウ 落札者決定後、契約の締結を行う際には、入札書に記載された金額の積算根拠となった内訳として「内訳書（落札者提出用）」（様式2-1）を提出すること。

### (7) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

### 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 予算決算及び会計令第70条関係

(ア) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 予算決算及び会計令第71条関係

以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 厚生労働省（地方支分部局及び施設等機関を含む。）から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」で「B」、「C」又は「D」等級に格付けられ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、当該制度に加入し、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が所掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

注）各保険料のうちオおよびカについては、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以

- 降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者。
  - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者。
  - (7) 労働関係法令を遵守していること。
  - (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格は以下のとおりとする。
    - ア この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
    - イ 入札説明書等の交付を受けた者であること。

#### 4 入札申込書の提出場所等

入札に参加を希望する者は、電子調達システムにより、当該システムに定める手続きに従い、次に示す書類を提出すること。

ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、様式4により申し出ること。

- (1) 提出書類
  - ア 一般競争入札参加申込書（様式1）
  - イ 競争参加資格確認関係書類（様式7）
  - ウ 電子入札案件の紙入札方式での参加について（様式4：紙により参加を希望する場合）
- (2) 提出期限
  - 令和6年12月20日（金）17時00分
- (3) 提出方法
  - ア 電子調達システムによる入札を行う場合
    - 電子調達システムの受付登録時に、4（1）に示す書類をPDF様式に変換し添付すること。
  - イ 紙による入札を行う場合
    - 提出期限までに4（1）に示す書類を各1部提出すること。
    - なお、郵送による場合は、必ず提出期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をすること。
  - ウ 入札申込書及び入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
    - 〒950-8625
    - 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階
    - 新潟労働局総務部総務課会計第一係 本間
    - 電話 025-288-3500
    - メールアドレス homma-yuuki@mhlw.go.jp

#### 5 入札書の提出場所等

入札書（様式2）は電子調達システムにより提出するものとし、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

また、紙による入札の参加を希望する場合は、事前に上記4に従い申し出なければならない。入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムによる場合

ア 入札書の提出期限

令和6年12月24日（火） 9時45分

電子調達システムに上記期限までに到着するよう提出すること。

なお、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うこと。

(2) 紙による場合

ア 入札書の受領期限

令和6年12月24日（火） 9時45分

郵送による場合は、必ず受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をすること。

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

上記4（3）ウに提出すること。

ウ 入札書の提出方法

入札書は様式2にて作成し、直接に提出する場合は長3封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官新潟労働局総務部長殿と記載）及び「令和6年12月24日開札〔調達件名を記入する〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

郵便により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和6年12月24日開札〔調達件名を記入する〕の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記5（2）アの入札書の受領期限の前日まで到着するように特殊郵便（簡易書留、配達記録等）により送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、ファクシミリ、電話及びその他の方法による入札（提出）は認めない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、様式7の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手

続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。(様式3)

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入(外国人の署名を含む。)しておくとともに、入札書提出時に様式5による代理委任状を提出しなければならない。

ウ 委任状の日付は、提出日を記入すること。

エ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 6 開札

### (1) 開札の日時及び場所

令和6年12月24日(火)10時00分

新潟労働局 第2小会議室(新潟美咲合同庁舎2号館3階)

### (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

### (3) 紙による入札の場合

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度の入札は、原則として2回を限度とする。

紙入札方式にて参加する場合は、再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を準備すること。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

## 7 その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類(様式7)を本入札説明書4により入札申込書の提出に併せて提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

一般競争入札(最低価格落札方式)とする。

ア 本入札説明書5(1)又は(2)に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじを実施し、その結果をもって落札者を決定するものとする。紙による入札の場合、様式4に記載された電子くじ番号(任意の3桁の数字)を使用するため、同様式提出時に記載漏れがないことを確認すること。システムトラブル等、電子くじによりがたい事情がある場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。その場合、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの落札通知書により通知するものとする。入札者数、入札者氏名(法人の場合にはその名称)及び金額については、電子調達システムの落札通知書による通知及び当該システムの入札結果確認にて公表するものとする。

(4) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、電子調達システムにより遅滞なく契約書を作成するものとする。ただし、紙による入札の場合、その他電子調達システムによりがたい事情がある場合は、従来の紙による契約書を作成するものとする。

イ 紙による契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、契約書の案を送付することにより、その者及び支出負担行為担当官が記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 上記イの場合において支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払う。

(6) 入札説明会の日時及び場所

本調達案件において、入札説明会は開催しないものとする。

入札参加希望業者は令和6年12月20日（金）17時00分までに、随時、4（3）ウの場所で入札説明書、仕様書等の交付を受け必要な説明を受けること。

(7) 入札公告、入札説明書及び仕様書等に対する疑義照会について

本入札案件に係る入札公告、入札説明書及び仕様書等に対して疑義等がある場合には、任意の様式により、本入札説明書4（3）ウに示してある担当係までメールによる疑義照会を令和6年12月18日（水）12時00分までに行うこと。

期日までに疑義照会のあった事項について、前記担当係より各入札参加予定者に対して一括回答を行うものとする。

(8) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は下記のとおり。

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

（平日 9：00～17：30、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）

ホームページ <https://www.geps.go.jp>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4（3）ウの場所に連絡すること。

(9) 入札参加にあたっての留意事項

ア 入札方法について

(ア) 入札は、入札説明書で定められた入札書により行うこと。

(イ) 担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であること。

(ウ) 入札書の受領期限に遅れた入札は一切認めない。

イ 次に掲げる入札は無効にする

(ア) 入札金額を訂正した入札。

(イ) 金額の数字等が不明瞭な入札。

(ウ) 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札。

(エ) その他、入札公告若しくは通知、当該入札説明書又は係官が指示した事項に違反した入札。

ウ 違約金等について

(ア) 落札した者が契約を締結しない場合、入札保証金を納めているときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めていないときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

(イ) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

エ 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。



◎ 様式等

- 様式 1 一般競争入札参加申込書（電子入札及び紙入札方式併用）
- 様式 2 入札書（紙入札方式用）
- 様式 2－1 内訳書（落札者提出用）
- 様式 3 年間委任状（電子調達システム用）
- 様式 4 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- 様式 5 委任状（紙入札方式用）
- 様式 6 入札辞退届（紙入札方式用）
- 様式 7 競争参加資格確認関係書類
- 様式 7－1 競争参加資格に係る申立書
- 様式 7－2 誓約書
- 様式 7－3 自己申告書

仕様書

契約書（案）



一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
新潟労働局総務部長 殿

下記の一般競争入札に参加したいので申し込みます。

記

窓口受付システム機器入替購入契約（各公共職業安定所分）

申 込 人 住 所  
商 号  
代表者名

(連絡先担当者名)

(連絡先電話番号)

(連絡先 F A X)

# 入 札 書

¥

---

件名：窓口受付システム機器入替購入契約（各公共職業安定所分）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

代理人

支出負担行為担当官  
新潟労働局総務部長 殿

## 内訳書(落札者提出用)

## 窓口受付システム機器入替購入契約(各公共職業安定所分)

## 【納入場所】新潟公共職業安定所(職業紹介部門)

	品名	メーカー	規格	数量	単位	積算単価(円)	積算金額(円)
1	発券操作機(設定・管理用PC含む)			1	台		0
2	発券プリンタ			1	台		0
3	液晶モニター(55インチ)			1	台		0
4	呼出操作機			34	台		0
5	個別表示機(両面)			3	台		0
6	個別表示機(片面)			1	台		0
7	ソフトウェア			1	個		0
8	アクセスポイント			1	台		0
9	ロール紙(30,000枚以上印刷可能であること)			1	式		0
10	配線代・工事費・部材費・現有品引取り処分費等			1	式		0
11	下取り価格			1	式		0
						合計金額(入札金額)	0

## 【納入場所】新潟公共職業安定所(雇用保険給付課)

	品名	メーカー	規格	数量	単位	積算単価(円)	積算金額(円)
1	発券操作機(設定・管理用PC含む)			1	台		0
2	発券プリンタ			1	台		0
3	液晶モニター(50インチ)			2	台		0
4	呼出操作機			12	台		0
5	個別表示機(両面)			3	台		0
6	ソフトウェア			1	個		0
7	アクセスポイント			1	台		0
8	ロール紙(30,000枚以上印刷可能であること)			1	式		0
9	配線代・工事費・部材費・現有品引取り処分費等			1	式		0
10	下取り価格			1	式		0
						合計金額(入札金額)	0

【納入場所】上越公共職業安定所(雇用保険課)

	品名	メーカー	規格	数量	単位	積算単価(円)	積算金額(円)
1	発券操作機(設定・管理用PC含む)			1	台		0
2	発券プリンタ			1	台		0
3	液晶モニター(50インチ)			1	台		0
4	呼出操作機			8	台		0
5	個別表示機(片面)			1	台		0
6	ソフトウェア			1	個		0
7	アクセスポイント			1	台		0
8	ロール紙(30,000枚以上印刷可能であること)			1	式		0
9	配線代・工事費・部材費・現有品引取り処分費等			1	式		0
						合計金額(入札金額)	0

【納入場所】上越公共職業安定所(事業所・学卒部門)

	品名	メーカー	規格	数量	単位	積算単価(円)	積算金額(円)
1	発券操作機(設定・管理用PC含む)			1	台		0
2	発券プリンタ			1	台		0
3	液晶モニター(50インチ)			1	台		0
4	呼出操作機			12	台		0
5	個別表示機(両面)			2	台		0
6	ソフトウェア			1	個		0
7	アクセスポイント			1	台		0
8	ロール紙(30,000枚以上印刷可能であること)			1	式		0
9	配線代・工事費・部材費・現有品引取り処分費等			1	式		0
						合計金額(入札金額)	0

※ 消費税を含めない額とすること。

支出負担行為担当官  
新潟労働局総務部長 殿

住 所  
商 号  
代表者

# 年 間 委 任 状

(住所) \_\_\_\_\_

(役職) \_\_\_\_\_

私は、(氏名) \_\_\_\_\_ を受任者と定め、下記委任事項について、  
一切の権限を委任します。

## 記

(委任事項) 新潟労働局で実施する電子調達システムを利用して行う入札に  
関する次の権限。

- ・ 入札、見積もりについての権限
- ・ 契約締結についての権限

(委任期間) 自：令和 年 月 日  
至：令和 年 月 日

令和 年 月 日

委任者（代表者）

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官  
新潟労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
新潟労働局総務部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札で参加します。

記

- 1 入札案件名  
窓口受付システム機器入替購入契約（各公共職業安定所分）
- 2 電子くじ番号（落札判定が同価の場合に使用。任意の3桁の数字を記入すること。）

--	--	--

- 3 電子入札での参加ができない理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



# 委任状

(住所) \_\_\_\_\_

(役職) \_\_\_\_\_

私は、(氏名) \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

## 記

(委任事項) 窓口受付システム機器入替購入契約 (各公共職業安定所分)

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官  
新潟労働局総務部長 殿

# 入 札 辞 退 届

入札案件名：窓口受付システム機器入替購入契約（各公共職業安定所分）

上記について入札申込みをしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
新潟労働局総務部長 殿

競争参加資格確認関係書類

- 1 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）等級決定通知書の写し
- 2 直近2年間の社会保険料の納付を証明できる書類（領収書の写し、年金事務所長による証明等）
- 3 競争参加資格等に係る申立書（様式7-1）
- 4 誓約書（様式7-2）
- 5 自己申告書（様式7-3）

## 競争参加資格等に係る申立書

- 1 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
- 2 当社（私）は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
- 3 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
- 4 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

新潟労働局総務部長 殿

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者職氏名（又は個人名）

印

生年月日

大正・昭和・平成

年 月 日生

※個人の場合はその者の生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員等（上記に記載した者）の生年月日を記載すること。

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
新潟労働局総務部長 殿

住所（又は所在地）

---

社名

---

代表者職氏名（又は個人名）

---

# 仕 様 書

窓口受付システム機器入替購入契約(各公共職業安定所分)

## 1 調達概要

新潟公共職業安定所(職業紹介部門)で使用する窓口受付システム機器一式の更新。

## 2 調達物品

1. 発券操作機 1台
2. 発券プリンタ 1台 (発券操作機と一体型でも可)
3. 液晶モニター 1台 (モニタスタンド)
4. 呼出操作機 34台
5. 個別表示機(両面) 3台 (天吊り式)
6. 個別表示機(片面) 1台 (天吊り式)
7. ソフトウェア 1式
8. 設定・管理用PC 1台 (発券操作機と兼用でも可)
9. ロール紙 1式 (発券プリンタ用。30,000枚以上印刷可能であること。)
10. その他、窓口受付システムを構築・運用するために必要な機器類一式

## 3 納入場所及び問い合わせ先

新潟公共職業安定所

新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館

電話番号:025-280-8609 51# 担当:庶務係長 佐藤

## 4 システム要件

- ・発券番号3桁以上、業務系統10列以上。
- ・当日、1週間、1ヵ月、期間指定による集計、時間ごとや日ごとの対応者数・対応時間など、様々な集計方法で統計データが管理できること。
- ・各窓口の呼び出し状況、待ち時間、待ち人数等の情報をリアルタイムでホームページ等で確認できるシステムを導入すること。(インターネット環境は既存の環境を使用予定のため新たな回線の敷設は不要)
- ・接続方法は有線LANもしくは無線LAN。ただし呼出操作機の接続については無線LANに限る。
- ・液晶モニター以外の機器は一般的な応接カウンター上での使用となるため、サイズ・重量に無理のないものであること。
- ・その他、構成部品ごとの仕様詳細は別紙1「構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書」に定めるとおり。

## 5 必要な作業

### (1) 既存システムの撤去および交換引き取り作業

調達物品は、現有窓口受付システムと交換することにより調達するため、既存の窓口受付システムの下取りを行い、引き取りを行うこと。

ただしLANケーブル等、新規調達の窓口受付システムに流用可能なものがある場合、継続使用も可とする。(流用部品の現況、耐久性等については十分吟味すること。)

なお、管理用PC及び呼出操作機については、新潟労働局総務課まで運搬を行うこと。

・引き取り後、廃棄処分を行う際は、適正に処分を行うこと。

・入札書作成時は当該下取り価格も積算に含めること。

・下取り価格を積算するにあたって、現有品の確認が必要な場合は、上記3の担当者へ連絡をすること。

## (2) 調達品の設置

新規調達の窓口受付システムを別紙2「新潟公共職業安定所(職業紹介部門) レイアウト図」に沿って設置し、稼働可能な状態に設定すること。

業務列数や各モニター・番号札の内容等、カスタマイズ可能な項目については、落札後に上記3の担当者との協議の上決定すること。

また、設置後には取扱い方法についての説明・研修を適宜実施すること。

## (3) 作業にかかる注意事項

- ・ システム配線を有線とする部分がある場合、配線の露出は最大限控えるものとし、景観、安全面に考慮すること。
- ・ 液晶モニター及び個別表示機は、専用固定具等を使用するなどして確実な落下防止対策を行うこと。必要に応じて壁面補強を行うこと。
- ・ 作業に際しては、必要に応じて建物の床面、壁面等に養生を行うこと。
- ・ 作業に際して建物等に損害を与えた場合、受注者の責任において対処し損傷前の状態を保証すること。
- ・ 各調達品設置後の廃材については引取りを行い、法律に従って適切に処分すること。

## 6 納入予定品に関する事前申請

入札書の提出に当たっては、納入予定品の仕様・性能に関する事前申請を必須とするので、一般競争入札参加申込書を提出する際に、別紙1「構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書」とその製品仕様がわかるカタログ等を添付すること。

証明書の確認の結果、仕様を満たしていない点がある場合には、変更を依頼するため対応を行うこと。

## 7 納入期限日

令和7年3月16日(日)

※閉庁日(土日祝)の作業が想定されることから、契約後に上記3の担当者と日程を調整すること。

## 8 提出書類

- (1) 別紙内訳書  
落札後、速やかに。
- (2) 完成書類  
納入後
  - ①受領確認書類(納品書等)
  - ②保証書(該当するものに限る。)
  - ③施工前、施工後写真

## 9 入札書に記載する金額

入札書に記載する応札額には、調達品の代金の他、配送費、設定作業費、研修費用、下取り価格等、履行に必要な全ての経費を含めること。

## 10 特記事項

- (1) 履行に要する全ての費用は落札業者の負担とする。
- (2) 入札参加希望者は、事前に現地調査(床下、天井裏等)を行うなど十分に現地の状況を確認した上で応札額を算出すること。
- (3) 落札者は、仕様書の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 調達品は全て新品であり、製造1年以内のものであること。天災または使用者側の過失による場合を除き、納入後1年以内、及びメーカー保証期間内の故障について無償修理又は交換を行うこと。
- (5) 新潟県内に拠点があり、本仕様内での運用に不具合が発生した場合は当日中に一次対応を行うこと。修理等に時間を要する場合は、代替機で対応を行うこと。
- (6) 本契約で知り得た事項については守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。



## 構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書

窓口受付システム機器入替購入契約(新潟公共職業安定所職業紹介部門分)

- ※1 太枠の中を記載し、一般競争入札参加申込書とともにご提出ください。  
 ※2 納入予定品の仕様・性能の詳細が分かるメーカーカタログ等の写しを必ず添付してください。  
 ※3 落札後は、この証明書に記載した納入予定品を原則納入してください。  
 (諸事情により納入予定品が変更となる場合は、必ず当局と協議を行うこと)

## (1) 申請事業所

事業所名	
所在地	
TEL	
担当者氏名	

## (2) 納入予定品および仕様適合状況

1. 発券操作機			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面	21インチ程度	
	発券操作	タッチ操作	
	業務別発券	最大10列以上	
	表示内容	業務別待ち人数	
		業務別待ち時間 内容・レイアウト変更可	
	機能	日付連動の発券番号オートリセット機能	
	製造年月	製造年月から1年以内	
保証期間	納入日からの保証期間		

2. 発券プリンター→発券操作機と兼用の場合は型番の欄にその旨記載			
メーカー		型番	
仕様適合状況	用紙	紙製ロールタイプ	
	発券枚数	最小1～最大2枚以上	
	印刷内容	待ち人数	
		発券番号(3桁)	
		発券年月日・時刻 任意メッセージ 内容・レイアウト変更可	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

3. 液晶モニター			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面サイズ	55インチ程度	
	表示内容	呼出ポップアップ	
		業務別待ち人数	
		業務別待ち時間	
		業務別呼出履歴	
		テロップ 内容・レイアウト変更可	
	音声出力あり(外部スピーカー可)		
	チャイム音および音声による発券番号・窓口番号案内		
壁面設置可			
製造年月	製造年月から1年以内		
保証期間	納入日からの保証期間		

4. 呼出操作機			
メーカー		型番	
仕様適合状況	端末タイプ	PDA	
	画面	6インチ程度 タッチパネル	
	接続方式	無線LAN	
	表示内容	最終呼出済番号もしくは次呼出番号 待ち人数 待ち時間 内容・レイアウト変更可	
	呼出機能	次番号呼出 再呼出 番号選択呼出 不在者保留 取り消し機能	
	最大接続台数	34台以上	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

5. 個別表示機(両面)			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面サイズ	21インチ程度	
	表示内容	両面表示 呼出番号 呼出窓口	
	音声出力あり(外部スピーカー可)		
	チャイム音および音声による発券番号・窓口番号案内 壁面設置可		
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

6. 個別表示機(片面)			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面サイズ	21インチ程度	
	表示内容	片面表示 呼出番号 呼出窓口	
	音声出力あり(外部スピーカー可)		
	チャイム音および音声による発券番号・窓口番号案内 壁面設置可		
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

7. ソフトウェア			
メーカー		型番	

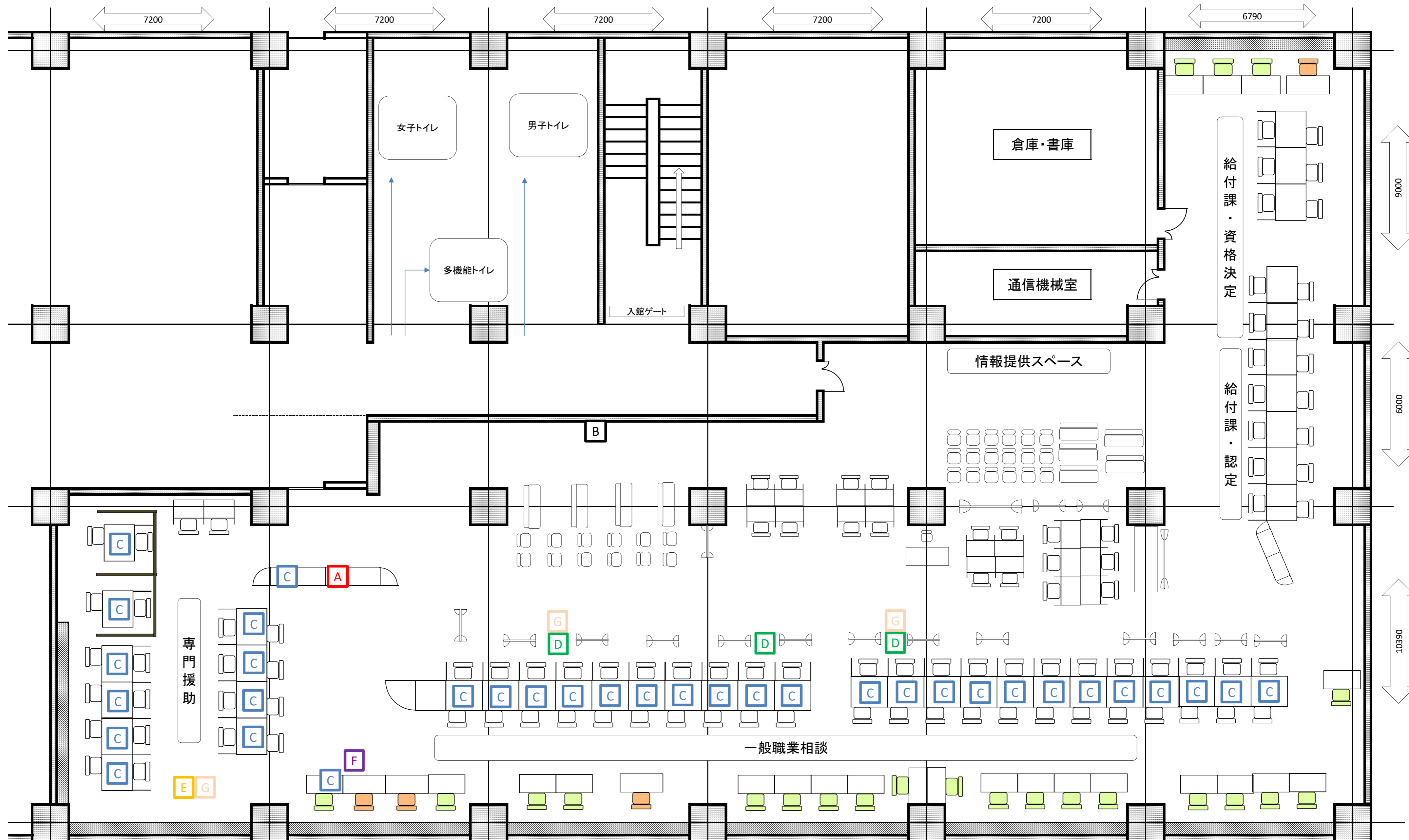
8. 設定・管理用PC→発券操作機と兼用の場合は型番の欄にその旨記載			
メーカー		型番	
仕様適合状況	端末タイプ	ノートパソコン	
	各種機能	液晶モニターの表示画面の現状が常時表示されること	
		液晶モニターの表示レイアウトの設定・変更ができること	
		各種統計を発券プリンタより印刷できること	
		各種統計をUSBにより取り出しできること	
製造年月	製造年月から1年以内		
保証期間	納入日からの保証期間		

9. ロール紙			
メーカー		型番	

10. その他の構成品		
品名	メーカー	型番

11. 故障時に修理を行う業者	
事業所名	
所在地	
TEL	

新潟公共職業安定所(職業紹介部門) レイアウト図



- A 発券操作機・発券プリンタ
- B 液晶モニター
- C 呼出操作機
- D 両面個別表示機
- E 片面個別表示機
- F 設定・管理用PC
- G アクセスポイント

# 仕 様 書

窓口受付システム機器入替購入契約(各公共職業安定所分)

## 1 調達概要

新潟公共職業安定所(雇用保険給付課)で使用する窓口受付システム機器一式の更新。

## 2 調達物品

1. 発券操作機 1台
2. 発券プリンタ 1台 (発券操作機と一体型でも可)
3. 液晶モニター 2台 (壁掛け型)
4. 呼出操作機 12台
5. 個別表示機(両面) 3台 (天吊り式)
6. ソフトウェア 1式
7. 設定・管理用PC 1台 (発券操作機と兼用でも可)
8. ロール紙 1式 (発券プリンタ用。30,000枚以上印刷可能であること。)
9. その他、窓口受付システムを構築・運用するために必要な機器類一式

## 3 納入場所及び問い合わせ先

新潟公共職業安定所

新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館

電話番号:025-280-8609 51# 担当:庶務係長 佐藤

## 4 システム要件

- ・発券番号3桁以上、業務系統10列以上。
- ・当日、1週間、1ヵ月、期間指定による集計、時間ごとや日ごとの対応者数・対応時間など、様々な集計方法で統計データが管理できること。
- ・接続方法は有線LANもしくは無線LAN。ただし呼出操作機の接続については無線LANに限る。
- ・液晶モニター以外の機器は一般的な応接カウンター上での使用となるため、サイズ・重量に無理のないものであること。
- ・その他、構成品ごとの仕様詳細は別紙1「構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書」に定めるとおり。

## 5 必要な作業

### (1) 既存システムの撤去および交換引き取り作業

調達物品は、現有窓口受付システムと交換することにより調達するため、既存の窓口受付システムの下取りを行い、引き取りを行うこと。

ただしLANケーブル等、新規調達の窓口受付システムに流用可能なものがある場合、継続使用も可とする。(流用部品の現況、耐久性等については十分吟味すること。)

なお、管理用PC及び呼出操作機については、新潟労働局総務課まで運搬を行うこと。

- ・引き取り後、廃棄処分を行う際は、適正に処分を行うこと。
- ・入札書作成時は当該下取り価格も積算に含めること。
- ・下取り価格を積算するにあたって、現有品の確認が必要な場合は、上記3の担当者へ連絡をすること。

## (2) 調達品の設置

新規調達の窓口受付システムを別紙2「新潟公共職業安定所(雇用保険給付課)レイアウト図」に沿って設置し、稼働可能な状態に設定すること。

業務列数や各モニター・番号札の内容等、カスタマイズ可能な項目については、落札後に上記3の担当者との協議の上決定すること。

また、設置後には取扱い方法についての説明・研修を適宜実施すること。

## (3) 作業にかかる注意事項

- ・ システム配線を有線とする部分がある場合、配線の露出は最大限控えるものとし、景観、安全面に考慮すること。
- ・ 液晶モニター及び個別表示機は、専用固定具等を使用するなどして確実な落下防止対策を行うこと。必要に応じて壁面補強を行うこと。
- ・ 作業に際しては、必要に応じて建物の床面、壁面等に養生を行うこと。
- ・ 作業に際して建物等に損害を与えた場合、受注者の責任において対処し損傷前の状態を保証すること。
- ・ 各調達品設置後の廃材については引取りを行い、法律に従って適切に処分すること。

## 6 納入予定品に関する事前申請

入札書の提出に当たっては、納入予定品の仕様・性能に関する事前申請を必須とするので、一般競争入札参加申込書を提出する際に、別紙1「構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書」とその製品仕様がわかるカタログ等を添付すること。

証明書の確認の結果、仕様を満たしていない点がある場合には、変更を依頼するため対応を行うこと。

## 7 納入期限日

令和7年3月16日(日)

※閉庁日(土日祝)の作業が想定されることから、契約後に上記3の担当者と日程を調整すること。

## 8 提出書類

- (1) 別紙内訳書  
落札後、速やかに。
- (2) 完成書類  
納入後
  - ①受領確認書類(納品書等)
  - ②保証書(該当するものに限る。)
  - ③施工前、施工後写真

## 9 入札書に記載する金額

入札書に記載する応札額には、調達品の代金の他、配送費、設定作業費、研修費用、下取り価格等、履行に必要な全ての経費を含めること。

## 10 特記事項

- (1) 履行に要する全ての費用は落札業者の負担とする。
- (2) 入札参加希望者は、事前に現地調査(床下、天井裏等)を行うなど十分に現地の状況を確認した上で応札額を算出すること。
- (3) 落札者は、仕様書の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 調達品は全て新品であり、製造1年以内のものであること。天災または使用者側の過失による場合を除き、納入後1年以内、及びメーカー保証期間内の故障について無償修理又は交換を行うこと。
- (5) 新潟県内に拠点があり、本仕様内での運用に不具合が発生した場合は当日中に一次対応を行うこと。修理等に時間を要する場合は、代替機で対応を行うこと。
- (6) 本契約で知り得た事項については守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。

## 構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書

窓口受付システム機器入替購入契約(新潟公共職業安定所雇用保険給付課分)

- ※1 太枠の中を記載し、一般競争入札参加申込書とともにご提出ください。  
 ※2 納入予定品の仕様・性能の詳細が分かるメーカーカタログ等の写しを必ず添付してください。  
 ※3 落札後は、この証明書に記載した納入予定品を原則納入してください。  
 (諸事情により納入予定品が変更となる場合は、必ず当局と協議を行うこと)

## (1) 申請事業所

事業所名	
所在地	
TEL	
担当者氏名	

## (2) 納入予定品および仕様適合状況

1. 発券操作機			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面	21インチ程度	
	発券操作	タッチ操作	
	業務別発券	最大10列以上	
	表示内容	業務別待ち人数	
		業務別待ち時間 内容・レイアウト変更可	
	機能	日付連動の発券番号オートリセット機能	
	製造年月	製造年月から1年以内	
保証期間	納入日からの保証期間		

2. 発券プリンター→発券操作機と兼用の場合は型番の欄にその旨記載			
メーカー		型番	
仕様適合状況	用紙	紙製ロールタイプ	
	発券枚数	最小1～最大2枚以上	
	印刷内容	待ち人数	
		発券番号(3桁)	
		発券年月日・時刻 任意メッセージ 内容・レイアウト変更可	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

3. 液晶モニター			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面サイズ	50インチ程度	
	表示内容	呼出ポップアップ	
		業務別待ち人数	
		業務別待ち時間	
		業務別呼出履歴	
		テロップ 内容・レイアウト変更可	
	音声出力あり(外部スピーカー可)		
	チャイム音および音声による発券番号・窓口番号案内		
壁面設置可			
製造年月	製造年月から1年以内		
保証期間	納入日からの保証期間		

4. 呼出操作機			
メーカー		型番	
仕様適合状況	端末タイプ	PDA	
	画面	6インチ程度 タッチパネル	
	接続方式	無線LAN	
	表示内容	最終呼出済番号もしくは次呼出番号 待ち人数 待ち時間 内容・レイアウト変更可	
	呼出機能	次番号呼出 再呼出 番号選択呼出 不在者保留 取り消し機能	
	最大接続台数	20台以上	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

5. 個別表示機(両面)			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面サイズ	21インチ程度	
	表示内容	両面表示 呼出番号 呼出窓口	
	音声出力あり(外部スピーカー可)		
	チャイム音および音声による発券番号・窓口番号案内 壁面設置可		
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

6. ソフトウェア			
メーカー		型番	

7. 設定・管理用PC→発券操作機と兼用の場合は型番の欄にその旨記載			
メーカー		型番	
仕様適合状況	端末タイプ	ノートパソコン	
	各種機能	液晶モニターの表示画面の現状が常時表示されること 液晶モニターの表示レイアウトの設定・変更ができること 各種統計を発券プリンタより印刷できること 各種統計をUSBにより取り出しできること 各種統計をcsv形式で保存できること	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	



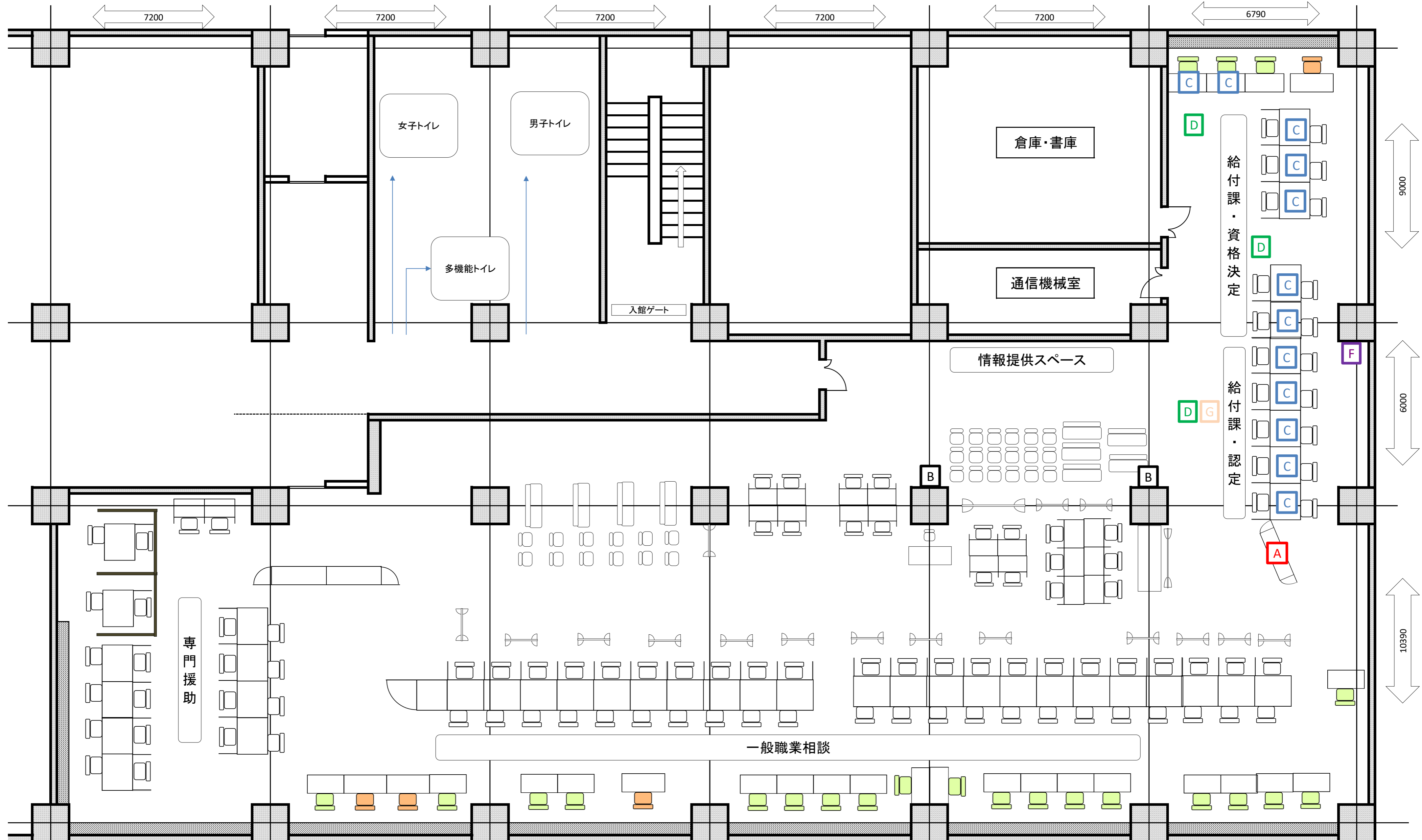
8. ロール紙	
メーカー	型番

9. その他の構成品		
品名	メーカー	型番

10. 故障時に修理を行う業者	
事業所名	
所在地	
TEL	

新潟公共職業安定所(雇用保険給付課) レイアウト図

仕様書別紙2



- A 発券操作機・発券プリンタ
- B 液晶モニター
- C 呼出操作機
- D 両面個別表示機
- E 片面個別表示機
- F 設定・管理用PC
- G アクセスポイント

# 仕 様 書

窓口受付システム機器入替購入契約(各公共職業安定所分)

## 1 調達概要

上越公共職業安定所(雇用保険課)で使用する窓口受付システム機器一式の更新。

## 2 調達物品

1. 発券操作機 1台
2. 発券プリンタ 1台 (発券操作機と一体型でも可)
3. 液晶モニター 1台 (壁掛け式)
4. 呼出操作機 8台
5. 個別表示機(片面) 1台 (天吊り式)
6. ソフトウェア 1式
7. 設定・管理用PC 1台 (発券操作機と兼用でも可)
8. ロール紙 1式 (発券プリンタ用。30,000枚以上印刷可能であること。)
9. その他、窓口受付システムを構築・運用するために必要な機器類一式

## 3 納入場所及び問い合わせ先

上越公共職業安定所

新潟県上越市春日野1丁目5-22 上越地方合同庁舎2階

電話番号:025-523-6121 51# 担当:庶務課長 清水

## 4 システム要件

- ・ 発券番号3桁以上、業務系統10列以上。
- ・ 当日、1週間、1ヵ月、期間指定による集計、時間ごとや日ごとの対応者数・対応時間など、様々な集計方法で統計データが管理できること。
- ・ 接続方法は有線LANもしくは無線LAN。ただし呼出操作機の接続については無線LANに限る。
- ・ 液晶モニター以外の機器は一般的な応接カウンター上での使用となるため、サイズ・重量に無理のないものであること。
- ・ その他、構成品ごとの仕様詳細は別紙1「構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書」に定めるとおり。

## 5 必要な作業

### (1) 調達品の設置

新規調達の窓口受付システムを別紙2「上越公共職業安定所雇用保険課 レイアウト図」に沿って設置し、稼働可能な状態に設定すること。

業務列数や各モニター・番号札の内容等、カスタマイズ可能な項目については、落札後に上記3の担当者との協議の上決定すること。

また、設置後には取扱い方法についての説明・研修を適宜実施すること。

### (2) 作業にかかる注意事項

- ・ システム配線を有線とする部分がある場合、配線の露出は最大限控えるものとし、景観、安全面に考慮すること。
- ・ 液晶モニター及び個別表示機は、専用固定具等を使用するなどして確実な落下防止対策を行うこと。必要に応じて壁面補強を行うこと。
- ・ 作業に際しては、必要に応じて建物の床面、壁面等に養生を行うこと。
- ・ 作業に際して建物等に損害を与えた場合、受注者の責任において対処し損傷前の状態を保証すること。
- ・ 各調達品設置後の廃材については引取りを行い、法律に従って適切に処分すること。

- ・納入場所は平成18年9月以前に着工した建築物で、アスベストを使用している可能性があるため、アスベストが含まれているものとみなし、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の関係法令に基づく適切な対応を行うこと。また、関係法令に基づいて届け出・報告が必要な場合は、それを行うものとする。

## 6 納入予定品に関する事前申請

入札書の提出に当たっては、納入予定品の仕様・性能に関する事前申請を必須とするので、一般競争入札参加申込書を提出する際に、別紙1「構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書」とその製品仕様がわかるカタログ等を添付すること。

証明書の確認の結果、仕様を満たしていない点がある場合には、変更を依頼するため対応を行うこと。

## 7 納入期限日

令和7年3月16日(日)

※閉庁日(土日祝)の作業が想定されることから、契約後に上記3の担当者と日程を調整すること。

## 8 提出書類

- (1) 別紙内訳書  
落札後、速やかに。
- (2) 完成書類  
納入後
  - ①受領確認書類(納品書等)
  - ②保証書(該当するものに限る。)
  - ③施工前、施工後写真

## 9 入札書に記載する金額

入札書に記載する応札額には、調達品の代金の他、配送費、設定作業費、研修費用、下取り価格等、履行に必要な全ての経費を含めること。

## 10 特記事項

- (1) 履行に要する全ての費用は落札業者の負担とする。
- (2) 入札参加希望者は、事前に現地調査(床下、天井裏等)を行うなど十分に現地の状況を確認した上で応札額を算出すること。
- (3) 落札者は、仕様書の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 調達品は全て新品であり、製造1年以内のものであること。天災または使用者側の過失による場合を除き、納入後1年以内、及びメーカー保証期間内の故障について無償修理又は交換を行うこと。
- (5) 新潟県内に拠点があり、本仕様内での運用に不具合が発生した場合は当日中に一次対応を行うこと。修理等に時間を要する場合は、代替機で対応を行うこと。
- (6) 本契約で知り得た事項については守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。

## 構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書

窓口受付システム機器入替購入契約(上越公共職業安定所雇用保険課分)

- ※1 太枠の中を記載し、一般競争入札参加申込書とともにご提出ください。  
 ※2 納入予定品の仕様・性能の詳細が分かるメーカーカタログ等の写しを必ず添付してください。  
 ※3 落札後は、この証明書に記載した納入予定品を原則納入してください。  
 (諸事情により納入予定品が変更となる場合は、必ず当局と協議を行うこと)

## (1) 申請事業所

事業所名	
所在地	
TEL	
担当者氏名	

## (2) 納入予定品および仕様適合状況

1. 発券操作機			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面	21インチ程度	
	発券操作	タッチ操作	
	業務別発券	最大10列以上	
	表示内容	業務別待ち人数	
		業務別待ち時間 内容・レイアウト変更可	
	機能	日付連動の発券番号オートリセット機能	
	製造年月	製造年月から1年以内	
保証期間	納入日からの保証期間		

2. 発券プリンター→発券操作機と兼用の場合は型番の欄にその旨記載			
メーカー		型番	
仕様適合状況	用紙	紙製ロールタイプ	
	発券枚数	最小1～最大2枚以上	
	印刷内容	待ち人数	
		発券番号(3桁)	
		発券年月日・時刻 任意メッセージ 内容・レイアウト変更可	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

3. 液晶モニター			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面サイズ	50インチ程度	
	表示内容	呼出ポップアップ	
		業務別待ち人数	
		業務別待ち時間	
		業務別呼出履歴	
		テロップ 内容・レイアウト変更可	
	音声出力あり(外部スピーカー可)		
	チャイム音および音声による発券番号・窓口番号案内		
壁面設置可			
製造年月	製造年月から1年以内		
保証期間	納入日からの保証期間		

4. 呼出操作機			
メーカー		型番	
仕様適合状況	端末タイプ	PDA	
	画面	6インチ程度 タッチパネル	
	接続方式	無線LAN	
	表示内容	最終呼出済番号もしくは次呼出番号 待ち人数 待ち時間 内容・レイアウト変更可	
	呼出機能	次番号呼出 再呼出 番号選択呼出 不在者保留 取り消し機能	
	最大接続台数	10台以上	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

5. 個別表示機(片面)			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面サイズ	21インチ程度	
	表示内容	片面表示 呼出番号 呼出窓口	
	音声出力あり(外部スピーカー可)		
	チャイム音および音声による発券番号・窓口番号案内 壁面設置可		
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

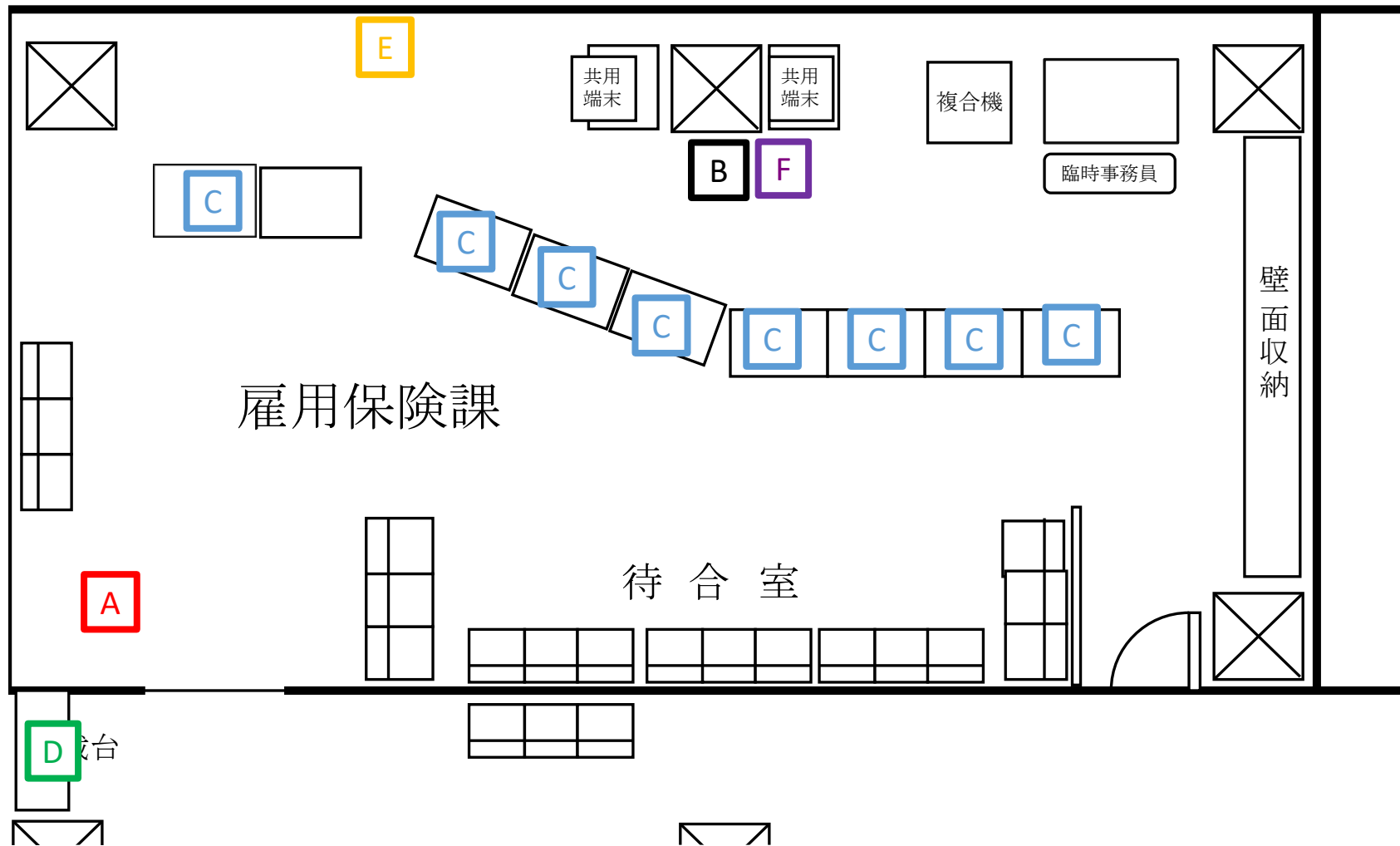
6. ソフトウェア			
メーカー		型番	

7. 設定・管理用PC→発券操作機と兼用の場合は型番の欄にその旨記載			
メーカー		型番	
仕様適合状況	端末タイプ	ノートパソコン	
	各種機能	液晶モニターの表示画面の現状が常時表示されること 液晶モニターの表示レイアウトの設定・変更ができること 各種統計を発券プリンタより印刷できること 各種統計をUSBにより取り出しできること 各種統計をcsv形式で保存できること	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

8. ロール紙			
メーカー		型番	

9. その他の構成品		
品名	メーカー	型番

10. 故障時に修理を行う業者	
事業所名	
所在地	
TEL	



**A** 発券操作機・発券プリンタ 1台

**B** 液晶モニター 1台

**C** 呼出操作機 8台

**D** 片面個別表示機 1セット

**E** 設定・管理用PC 1台

**F** アクセスポイント 1台



# 仕 様 書

窓口受付システム機器入替購入契約(各公共職業安定所分)

## 1 調達概要

上越公共職業安定所(事業所・学卒部門)で使用する窓口受付システム機器一式の更新。

## 2 調達物品

1. 発券操作機 1台
2. 発券プリンタ 1台 (発券操作機と一体型でも可)
3. 液晶モニター 1台 (天吊り式)
4. 呼出操作機 12台
5. 個別表示機(両面) 2台 (天吊り式)
6. ソフトウェア 1式
7. 設定・管理用PC 1台 (発券操作機と兼用でも可)
8. ロール紙 1式 (発券プリンタ用。30,000枚以上印刷可能であること。)
9. その他、窓口受付システムを構築・運用するために必要な機器類一式

## 3 納入場所及び問い合わせ先

上越公共職業安定所

新潟県上越市春日野1丁目5-22 上越地方合同庁舎4階

電話番号:025-523-6121 51# 担当:庶務課長 清水

## 4 システム要件

- ・ 発券番号3桁以上、業務系統10列以上。
- ・ 当日、1週間、1ヵ月、期間指定による集計、時間ごとや日ごとの対応者数・対応時間など、様々な集計方法で統計データが管理できること。
- ・ 接続方法は有線LANもしくは無線LAN。ただし呼出操作機の接続については無線LANに限る。
- ・ 液晶モニター以外の機器は一般的な応接カウンター上での使用となるため、サイズ・重量に無理のないものであること。
- ・ その他、構成品ごとの仕様詳細は別紙1「構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書」に定めるとおり。

## 5 必要な作業

### (1) 調達品の設置

新規調達の窓口受付システムを別紙2「上越公共職業安定所事業所・学卒部門 レイアウト図」に沿って設置し、稼働可能な状態に設定すること。

業務列数や各モニター・番号札の内容等、カスタマイズ可能な項目については、落札後に上記3の担当者と協議の上決定すること。

また、設置後には取扱い方法についての説明・研修を適宜実施すること。

## (2) 作業にかかる注意事項

- ・システム配線を有線とする部分がある場合、配線の露出は最大限控えるものとし、景観、安全面に考慮すること。
- ・液晶モニター及び個別表示機は、専用固定具等を使用するなどして確実な落下防止対策を行うこと。必要に応じて壁面補強を行うこと。
- ・作業に際しては、必要に応じて建物の床面、壁面等に養生を行うこと。
- ・作業に際して建物等に損害を与えた場合、受注者の責任において対処し損傷前の状態を保証すること。
- ・各調達品設置後の廃材については引取りを行い、法律に従って適切に処分すること。
- ・納入場所は平成18年9月以前に着工した建築物で、アスベストを使用している可能性があるため、アスベストが含まれているものとみなし、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の関係法令に基づく適切な対応を行うこと。また、関係法令に基づいて届け出・報告が必要な場合は、それを行うものとする。

## 6 納入予定品に関する事前申請

入札書の提出に当たっては、納入予定品の仕様・性能に関する事前申請を必須とするので、一般競争入札参加申込書を提出する際に、別紙1「構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書」とその製品仕様がわかるカタログ等を添付すること。

証明書の確認の結果、仕様を満たしていない点がある場合には、変更を依頼するため対応を行うこと。

## 7 納入期限日

令和7年3月16日(日)

※閉庁日(土日祝)の作業が想定されることから、契約後に上記3の担当者と日程を調整すること。

## 8 提出書類

- (1) 別紙内訳書  
落札後、速やかに。
- (2) 完成書類  
納入後
  - ①受領確認書類(納品書等)
  - ②保証書(該当するものに限る。)
  - ③施工前、施工後写真

## 9 入札書に記載する金額

入札書に記載する応札額には、調達品の代金の他、配送費、設定作業費、研修費用、下取り価格等、履行に必要な全ての経費を含めること。

## 10 特記事項

- (1) 履行に要する全ての費用は落札業者の負担とする。
- (2) 入札参加希望者は、事前に現地調査(床下、天井裏等)を行うなど十分に現地の状況を確認した上で応札額を算出すること。
- (3) 落札者は、仕様書の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 調達品は全て新品であり、製造1年以内のものであること。天災または使用者側の過失による場合を除き、納入後1年以内、及びメーカー保証期間内の故障について無償修理又は交換を行うこと。
- (5) 新潟県内に拠点があり、本仕様内での運用に不具合が発生した場合は当日中に一次対応を行うこと。修理等に時間を要する場合は、代替機で対応を行うこと。
- (6) 本契約で知り得た事項については守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。

## 構成機器仕様詳細指定書 兼 納入予定品証明書

窓口受付システム機器入替購入契約(上越公共職業安定所事業所・学卒部門分)

- ※1 太枠の中を記載し、一般競争入札参加申込書とともにご提出ください。  
 ※2 納入予定品の仕様・性能の詳細が分かるメーカーカタログ等の写しを必ず添付してください。  
 ※3 落札後は、この証明書に記載した納入予定品を原則納入してください。  
 (諸事情により納入予定品が変更となる場合は、必ず当局と協議を行うこと)

## (1) 申請事業所

事業所名	
所在地	
TEL	
担当者氏名	

## (2) 納入予定品および仕様適合状況

1. 発券操作機			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面	21インチ程度	
	発券操作	タッチ操作	
	業務別発券	最大10列以上	
	表示内容	業務別待ち人数	
		業務別待ち時間 内容・レイアウト変更可	
	機能	日付連動の発券番号オートリセット機能	
	製造年月	製造年月から1年以内	
保証期間	納入日からの保証期間		

2. 発券プリンター→発券操作機と兼用の場合は型番の欄にその旨記載			
メーカー		型番	
仕様適合状況	用紙	紙製ロールタイプ	
	発券枚数	最小1～最大2枚以上	
	印刷内容	待ち人数	
		発券番号(3桁)	
		発券年月日・時刻 任意メッセージ 内容・レイアウト変更可	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

3. 液晶モニター			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面サイズ	50インチ程度	
	表示内容	呼出ポップアップ	
		業務別待ち人数	
		業務別待ち時間	
		業務別呼出履歴	
		テロップ 内容・レイアウト変更可	
	音声出力あり(外部スピーカー可)		
	チャイム音および音声による発券番号・窓口番号案内		
壁面設置可			
製造年月	製造年月から1年以内		
保証期間	納入日からの保証期間		

4. 呼出操作機			
メーカー		型番	
仕様適合状況	端末タイプ	PDA	
	画面	6インチ程度 タッチパネル	
	接続方式	無線LAN	
	表示内容	最終呼出済番号もしくは次呼出番号 待ち人数 待ち時間 内容・レイアウト変更可	
	呼出機能	次番号呼出 再呼出 番号選択呼出 不在者保留 取り消し機能	
	最大接続台数	20台以上	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

5. 個別表示機(両面)			
メーカー		型番	
仕様適合状況	画面サイズ	21インチ程度	
	表示内容	両面表示 呼出番号 呼出窓口	
	音声出力あり(外部スピーカー可)		
	チャイム音および音声による発券番号・窓口番号案内 壁面設置可		
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

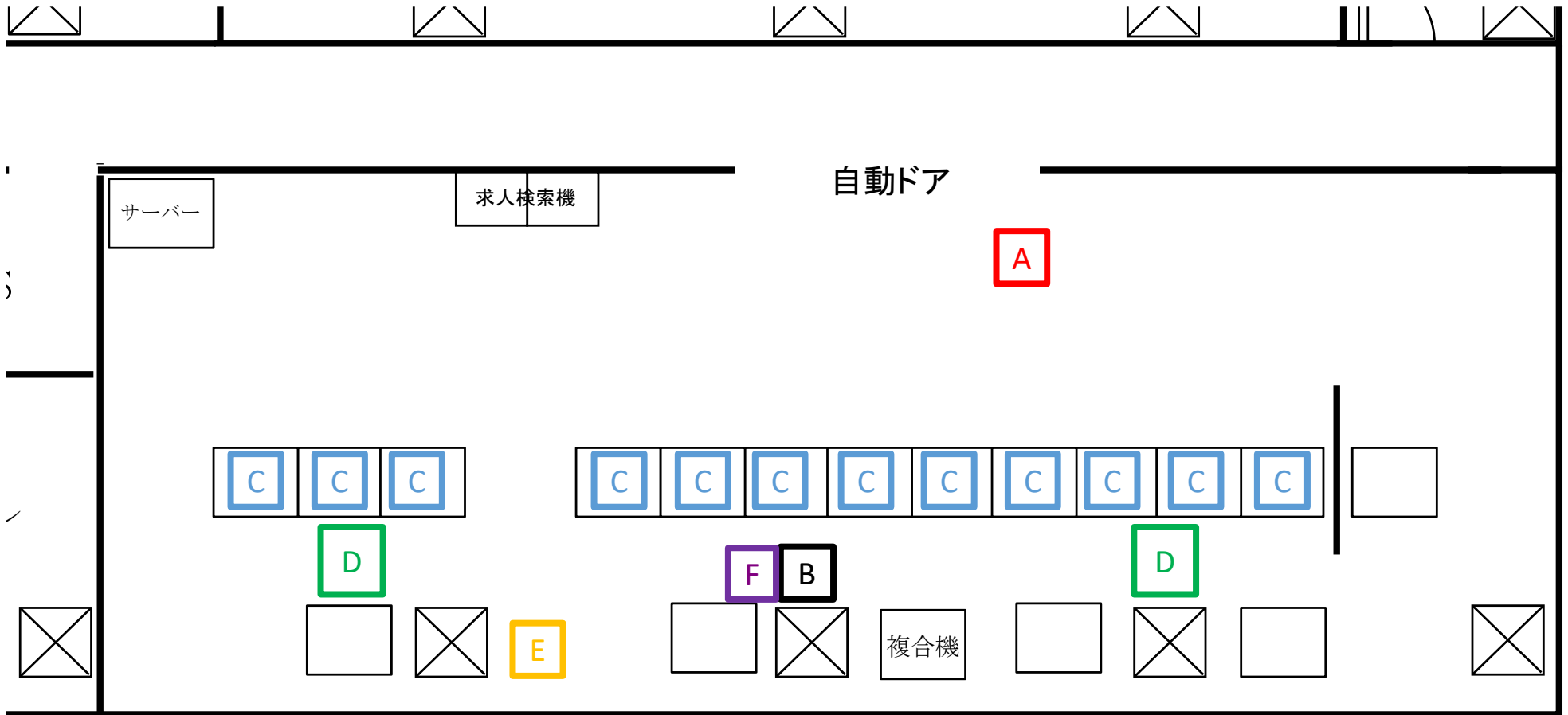
6. ソフトウェア			
メーカー		型番	

7. 設定・管理用PC→発券操作機と兼用の場合は型番の欄にその旨記載			
メーカー		型番	
仕様適合状況	端末タイプ	ノートパソコン	
	各種機能	液晶モニターの表示画面の現状が常時表示されること 液晶モニターの表示レイアウトの設定・変更ができること 各種統計を発券プリンタより印刷できること 各種統計をUSBにより取り出しできること 各種統計をcsv形式で保存できること	
	製造年月	製造年月から1年以内	
	保証期間	納入日からの保証期間	

8. ロール紙			
メーカー		型番	

9. その他の構成品		
品名	メーカー	型番

10. 故障時に修理を行う業者	
事業所名	
所在地	
TEL	



**A** 発券操作機・発券プリンタ 1台      **B** 液晶モニター 1台      **C** 呼出操作機 12台

**D** 片面個別表示機 2セット      **E** 設定・管理用PC 1台      **F** アクセスポイント 1台

(案)

## 契約書

支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 白石 好春（以下「甲」という。）は、窓口受付システム機器入替購入契約（各公共職業安定所分）について、●●●（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

### 記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的又は仕様）

第2条 本契約に係る品目、規格等は仕様書及び内訳書のとおりとする。

（契約金額）

第3条 金 円（内消費税及び地方消費税の額 円）

上記の消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の82、第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 甲は乙に対してこの契約保証金を免除するものとする。

（納入場所及び期限）

第5条 物品の納入場所及び納入期限は次のとおりとする。

- （1） 納入場所  
仕様書のとおりとする。
- （2） 納入期限  
令和7年3月16日（日）

（費用負担）

第6条 乙は、この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（検査）

第7条 乙は、物品を搬入し、所要の据付を完了したときは、甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項により報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。
- 3 納入物品は、全て甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(検査不合格)

第8条 乙は、前条の検査の結果不合格となったときは、不合格となった物品の引き換え、若しくは修理をしなければならない。

2 乙は、不合格となった物品は甲の指定した期限内に持ち去らなければならない。乙が期限内に持ち去らないときは、甲は、乙の負担により他の場所に運搬し、第三者に保管を託することができる。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第9条 甲は、第7条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(遅延料)

第10条 甲は、乙が第5条の納入場所及び納入期限に物品の納入ができないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(納期の延期)

第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、納入場所及び納入期限に物品の納入ができないときは、甲に対して、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めるときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

3 乙は、第1項に規定する事由以外の事由によって、納入場所及び納入期限に物品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

4 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(契約金額の支払)

第12条 甲は、第7条の検査に合格後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を乙に支払わなければならない。



(遅延利息)

第13条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に対価を支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第16条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認められた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第11条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められる

とき。

(4) 甲が行う検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第15条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

#### (危険負担)

第18条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

2 物品の所有権は、第7条の検査に合格したときに移転する。所有権移転前に生じた物品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りではない。

#### (損害賠償)

第19条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第17条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

#### (再委託)

第20条 乙は、業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

#### (再委託先の変更)

第21条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第22条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(談合等の不正行為による解除)

第23条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為による違約金)

第24条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契

約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第25条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何ら

の催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第30条 甲は、第9条第2項、第17条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、第17条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第34条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(法令遵守)

第35条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該業務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(紛争等の解決方法)

第36条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(存続条項)

第37条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条、第13条、第15条、第17条第2項、第19条、第24条、第25条、第28条、第30条、第34条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号  
支出負担行為担当官  
新潟労働局総務部長 白石 好春 印

乙 ●●●

## 内 訳 書

## 窓口受付システム機器入替購入契約(各公共職業安定所分)

## 【納入場所】新潟公共職業安定所(職業紹介部門)

	品名	メーカー	規格	数量	単位	積算単価(円)	積算金額(円)
1	発券操作機(設定・管理用PC含む)			1	台		0
2	発券プリンタ			1	台		0
3	液晶モニター(55インチ)			1	台		0
4	呼出操作機			34	台		0
5	個別表示機(両面)			3	台		0
6	個別表示機(片面)			1	台		0
7	ソフトウェア			1	個		0
8	アクセスポイント			1	台		0
9	ロール紙(30,000枚以上印刷可能であること)			1	式		0
10	配線代・工事費・部材費・現有品引取り処分費等			1	式		0
11	下取り価格			1	式		0
						小計	0
						消費税	0
						合計	0

## 【納入場所】新潟公共職業安定所(雇用保険給付課)

	品名	メーカー	規格	数量	単位	積算単価(円)	積算金額(円)
1	発券操作機(設定・管理用PC含む)			1	台		0
2	発券プリンタ			1	台		0
3	液晶モニター(50インチ)			2	台		0
4	呼出操作機			12	台		0
5	個別表示機(両面)			3	台		0
6	ソフトウェア			1	個		0
7	アクセスポイント			1	台		0
8	ロール紙(30,000枚以上印刷可能であること)			1	式		0
9	配線代・工事費・部材費・現有品引取り処分費等			1	式		0
10	下取り価格			1	式		0
						小計	0
						消費税	0
						合計	0

【納入場所】上越公共職業安定所(雇用保険課)

	品名	メーカー	規格	数量	単位	積算単価(円)	積算金額(円)
1	発券操作機(設定・管理用PC含む)			1	台		0
2	発券プリンタ			1	台		0
3	液晶モニター(50インチ)			1	台		0
4	呼出操作機			8	台		0
5	個別表示機(片面)			1	台		0
6	ソフトウェア			1	個		0
7	アクセスポイント			1	台		0
8	ロール紙(30,000枚以上印刷可能であること)			1	式		0
9	配線代・工事費・部材費・現有品引取り処分費等			1	式		0
						小計	0
						消費税	0
						合計	0

【納入場所】上越公共職業安定所(事業所・学卒部門)

	品名	メーカー	規格	数量	単位	積算単価(円)	積算金額(円)
1	発券操作機(設定・管理用PC含む)			1	台		0
2	発券プリンタ			1	台		0
3	液晶モニター(50インチ)			1	台		0
4	呼出操作機			12	台		0
5	個別表示機(両面)			2	台		0
6	ソフトウェア			1	個		0
7	アクセスポイント			1	台		0
8	ロール紙(30,000枚以上印刷可能であること)			1	式		0
9	配線代・工事費・部材費・現有品引取り処分費等			1	式		0
						小計	0
						消費税	0
						合計	0



様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			

